

第6次坂戸市行政改革大綱

令和4年3月

坂戸市

目次

I	はじめに	1
1	これまでの行政改革の取組状況	1
2	社会変化への対応	1
(1)	感染症の脅威と激甚化する自然災害	1
(2)	行政のデジタル化推進	2
II	大綱策定の必要性	2
III	大綱の理念と基本方針	3
1	理念 「参加と協働によるまちづくり」	3
2	基本方針	3
(1)	市民と行政との協働体制の確立	3
(2)	デジタル化の推進による市民サービスの向上	3
(3)	効率的で持続可能な自治体運営	4
IV	坂戸市総合計画との統合	4
1	坂戸市総合計画との統合	4
2	推進期間	4

I はじめに

1 これまでの行政改革の取組状況

本市の行政改革の取組は、昭和56年の第1次行政改革に始まり、現在の第5次行政改革に至っています。

第5次坂戸市行政改革大綱（以下「第5次大綱」という。）においては、第6次坂戸市総合振興計画基本構想との整合を図り、「参加と協働による質の高い行政経営のまち」を理念に掲げ、平成24年度から令和3年度までの10年間を推進期間としています。

また、「市民と行政との協働体制の確立」、「効率的な自治体運営」及び「市民満足度の向上」の3つを基本方針として、最小の経費で最大の効果をあげるとともに市民満足度の向上を図るため、行政改革アクションプランに定めた項目に取り組み、組織のスリム化や事務の効率化、市民との協働による事業の推進など一定の成果をあげてきました。

2 社会変化への対応

(1) 感染症の脅威と激甚化する自然災害

新型コロナウイルス感染症の拡大は、世界全体に衝撃を与え、日常生活が一変し、今なお大きな影響を及ぼしています。本市においても、国が発令した「緊急事態宣言」等を受け、公共施設の休館、不要不急の外出自粛要請など感染を最小限に抑えるために様々な対策を講じてきました。今後においても、ウィズコロナ、ポストコロナの社会を見据えた各施策を進めていく必要があります。

また、近年は甚大な被害をもたらす自然災害が頻発しており、本市においても令和元年東日本台風により、大きな被害が発生しています。今後も気候変動の影響による集中豪雨の頻発や、30年以内に70%の確率で発生が予想されている首都直下地震などに備えるため、自然災害への防災・減災対策を強化していくことも急務となっています。

(2) 行政のデジタル化推進

新型コロナウイルス感染防止対策を進めるに当たり、行政サービスのデジタル化が大きな課題として挙げられました。緊急経済対策として実施した「特別定額給付金」の支給に当たっては、決定から支給までに時間を要し、マイナンバーカードの普及率の低さや、マイナンバーカードを活用したオンライン申請後の事務の取扱いなど、多くの課題が明らかとなりました。こうした状況を踏まえ、国では、行政のIT化やDXの推進を図り、デジタル社会の形成を目指すため、令和3年9月にデジタル庁を設置しました。本市においても、国の動向を注視し、行政への申請における押印の廃止、書面・対面の削減など行政手続きのデジタル化を推進していく必要があります。

II 大綱策定の必要性

第5次大綱による行政改革の推進期間は、令和3年度をもって10年間の推進期間が満了となります。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、今後においても厳しい財政状況が続くことが見込まれる中、限られた財源で市民のニーズに応じた質の高いサービスを提供できるよう、組織のスリム化やAI・RPAを始めとした最先端技術の活用による事務の効率化、市民との協働による事業の推進、民間活力の導入等の改革をさらに進める必要があります。

このため、より一層の行政改革の推進を図ることを目的に第6次坂戸市行政改革大綱（以下「第6次大綱」という。）を新たに策定するものであります。

Ⅲ 大綱の理念と基本方針

第6次大綱における理念と基本方針は次のとおりです。

1 理念 「参加と協働によるまちづくり」

第5次大綱による行政改革では、「参加と協働による質の高い行政経営のまち」を理念に掲げ、様々な改革に取り組んできました。

この理念のもと、分権型社会における目標は「自分たちのまちは、自分たちのために、自分たちの責任において、自分たちの手でつくる」ことであり、その実現のために、「市は何をすべきか」、「市民は何をすべきか」という役割分担や実現のための手法などについて検討し、改革を進めてきました。

市民の価値観が多様化し、行政へのニーズが高まる中、限られた財源の中でそれらに対応するためには、市と市民が協働し一体となった行政経営が求められるという流れは、今後、さらに強まっていくものと考えられます。

これらを踏まえ、第6次大綱における行政改革の理念については、現在策定中の次期坂戸市総合計画（以下「次期総合計画」という。）の基本理念にある、「Ⅰ参加と協働によるまちづくり」とします。

この理念のもと、市民との協働による効率的な行政経営を行うことにより、最少の経費で最大の効果をあげるとともに、市民満足度の向上を図ります。

2 基本方針

(1) 市民と行政との協働体制の確立

行政への多様化する市民ニーズや新たな地域課題に対応するため、行政と市民、NPO、企業、大学等の多様な活動主体が連携し、適切な役割分担のもとまちづくりの課題に協働して取り組みます。

多様なステークホルダーが互いに協力し、地域課題の解決に取り組む協働のまちづくりを推進します。

(2) デジタル化の推進による市民サービスの向上

行政書類や行政手続きのオンライン化・ペーパーレス化・デジタル化を進めることで、市民が手続き等に費やす労力や時間の省力化を目指し、市民満足度の向上を図ります。

また、急速に広がるキャッシュレス化に対応し、接触機会を避ける環境を整備することで、新型コロナウイルス感染症等の感染リスクを軽減するとともに市民の利便性を高めます。

(3) 効率的で持続可能な自治体運営

人口減少が見込まれる中、限られた職員・財源で質の高い行政サービスを提供していくために、AI や RPA などの活用により、内部業務の効率化や人件費・人的コストの削減に取り組み、効率的で持続可能な自治体運営の確立に努めます。

IV 坂戸市総合計画との統合

1 坂戸市総合計画との統合

本市のこれまでの行政改革大綱・行政改革アクションプランは、総合振興計画との整合を図りつつ、別に策定し推進してきましたが、行政改革は常に取組むべき事項として、現在策定中の次期総合計画と統合し、今後は総合計画の基本構想に位置付けて推進していくこととします。

また、第6次大綱は令和4（2022）年度を始期としますが、次期総合計画の計画期間は令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までであるため、令和4（2022）年度については個別に第6次大綱を策定し、令和5（2023）年度から次期総合計画へ統合することとします。

2 推進期間

第6次大綱による推進期間は、令和4（2022）年度から令和14（2032）年度までの11年間とします。

第6次坂戸市行政改革大綱

令和4年3月

坂戸市総合政策部政策企画課

〒350-0292

坂戸市千代田1-1-1

TEL 049-283-1331